

○国土交通省告示第二百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年二月十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道45号改築工事（自動車専用道路「八戸南道路」・青森県八戸市大字妙字大開地内から同市大字美保野地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 青森県八戸市大字妙字大開、大字大久保字大塚及び大字美保野地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県八戸市大字妙字大開地内から同県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内までの延長約8.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道45号改築工事（自動車専用道路「八戸南道路」）（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道45号は、宮城県仙台市を起点として、気仙沼市、岩手県宮古市及び青森県八戸市等を経て、青森市に至る延長554.8kmの東北地方の太平洋沿岸における主要

幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道45号（以下「現道」という。）は、青森県八戸市と同県三戸郡階上町を結ぶ主要幹線道路であり、現道周辺地域では人口の増加や産業の進出が見られ、自動車交通量も多い道路である。しかしながら、現道は、車道幅員が狭小な2車線であるため、自動車交通量の増加や車両の大型化に伴い、交通容量の不足や代替となる幹線道路が少ないことから慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が確保されていない状況にある。

平成11年度の道路交通センサスによると、現道の交通量は、青森県三戸郡階上町角柄折字蒼前地内で19,158台/日、混雑度1.62となっている。また、平成10年1月に青森県新渋滞対策推進協議会が策定した「青森県第3次渋滞対策プログラム」において、現道内の大開交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成14年9月に起業者が実施した調査によると、同交差点において、休日の渋滞長500mが確認されている。

本件事業の完成により、本件区間における自動車交通が分散し、現道の交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。さらに、本件区間に隣接して現在整備中である八戸南環状道路と一体となって東北縦貫自動車道八戸線と連結することにより、東北圏の高速交通ネットワークの形成及び東北圏と首都圏との広域交通ネットワークの形成に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、青森県が平成11年3月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）に基づき環境影響評価（計画交通量平成32年。以下「平成11年評価」という。）を実施したところ、いずれの項目において環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量（平成42年）の見直しに伴い、起業者が平成16年9月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意に平成11年評価の再評価を実施したところ、騒音について環境基準を超えると評価されたが、遮音壁を設置することにより、当該基準を満たすものとされている。起業者は、その結果を踏まえ、暫定供用後も調査を行い、騒音が環境基準を超えた場合には、遮音壁を設置することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画の基本的内容は、平成3年10月9日に都市計画決定、平成11年5月26日に変更決定された都市計画及び平成11年5月26日に都市計画決定された都市計画と、暫定供用による町道大渡八戸市境線との接続箇所を除き、整合してい

るものである。当該接続箇所については、現道の交通状況、現道周辺地域の利便性等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、現道沿道周辺の自治体の長等からなる八戸・久慈自動車道建設促進期成同盟会及び八戸市より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 青森県八戸市役所